

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

4上伊地環第50-4号
令和5年(2023年)3月22日

有限会社田切クリーンセンター
代表取締役 前田 英司 様

長野県上伊那地域振興局長

令和5年2月2日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書 (産業廃棄物処理施設の新規設置許可、一般廃棄物処理施設の新規設置許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社田切クリーンセンター 代表取締役 前田 英司 長野県上伊那郡飯島町飯島 1800 番地
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上伊那郡飯島町飯島 3 9 4 番地 他 1 2 筆
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場 (兼一般廃棄物最終処分場)
(4) 処理を行う廃棄物の種類	<最終処分する一般廃棄物> 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有一般廃棄物を含む。) 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。 <最終処分する産業廃棄物> 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	埋立地 (積替保管場所) の面積 19,000 m ² 埋立 (保管) 容量 249,000 m ³
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新 旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	飯島町 (飯島区) 鳥居原自治会、日曾利自治会 飯島町 (本郷区) 本郷第四自治会、本郷第六自治会 中川村 (大草区) 飯沼地区 天竜川漁業協同組合 第5区支部 (飯島地区、中川地区) 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1 (4) 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の2

<p>(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</p>	<p>飯島町長、中川村長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者</p> <p>条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号</p>
<p>(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p><対象地区> 飯島町（飯島区）鳥居原自治会、日曾利自治会 天竜川漁業協同組合 第 5 区支部（飯島地区、中川地区）</p> <p>第 1 回 令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 6 時～ 第 2 回 令和 5 年 4 月 16 日（日）午後 6 時～</p> <p>飯島町飯島 1189 番地 1 飯島公民館（成人大学センター）</p> <p><対象地区> 飯島町（本郷区）本郷第四自治会、本郷第六自治会 天竜川漁業協同組合 第 5 区支部（飯島地区、中川地区）</p> <p>第 1 回 令和 5 年 4 月 21 日（金）午後 6 時～ 第 2 回 令和 5 年 4 月 22 日（土）午後 6 時～</p> <p>飯島町本郷 53 番地 1 本郷公民館</p> <p><対象地区> 中川村大草（飯沼地区） 天竜川漁業協同組合 第 5 区支部（中川地区）</p> <p>第 1 回 令和 5 年 4 月 28 日（金）午後 6 時～ 第 2 回 令和 5 年 4 月 29 日（土）午後 6 時～</p> <p>中川村大草 1137 番地 8 飯沼集落センター</p>

2 知事意見

<p>周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>